

富山くらし・しごとフェア企画・運営・広告業務委託仕様書

1 委託業務名

富山くらし・しごとフェア企画・運営・広告業務

2 目的

首都圏在住者等を対象に「富山くらし・しごとフェア」（以下「フェア」という。）を開催して、富山県の魅力を発信することで、富山県への移住を促進することを目的とする。

3 業務の概要

本業務ではフェアの企画・運営及び集客に必要な広告運用を実施することとする。

○フェアの開催概要

日時・場所	令和8年6月21日（日）東京交通会館 12階 カトリアサロンA 令和8年11月7日（土）東京交通会館 12階 カトリアサロンA ○東京交通会館住所：東京都千代田区有楽町 2-10-1
内容	実施内容は契約後に委託者と受託者が協議のうえ決定することとする。 ○開催例 (1) 富山県のくらしの魅力発信 ・セミナーの実施 ・ワークショップ等の実施 (2) 移住相談ブースの設置 ・市町村相談ブース ・先輩移住者相談ブース ・テーマ別（農業・林業・介護・医療等）相談ブース ・移住・しごと相談員相談ブース ・県内企業相談ブース
開催規模	来場者：約 200 名 出展ブース：約 30 ブース
実施	主催：富山県（「くらしたい国、富山」推進本部） （以下、「委託者」という） 共催：公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構 （以下、「機構」という）

4 業務内容

(1) フェアの企画・調整等業務

ア フェアの企画

(ア) 開催案の作成

- ・出展者案、会場レイアウト案、タイムスケジュール案、セミナー・ワークショップ等の実施案、その他開催に必要な事項について記載した開催案を開催日の90日前まで（初回は50日前まで）に委託者に提出することとする

- ・移住者と移住検討者が直接交流できる機会を設定する等、現地開催の強みを活かした内容にて企画することとする
 - ・開催案は委託者との協議のうえ作成することとし、作成にあたっては委託者が提供する過年度の実施結果等を踏まえて調整することとする
- (イ) 開催案の調整等
- ・開催案を基に、開催日まで複数回の調整を図るものとし、委託者は随時、受託者と打合せ実施が可能なこととする
- (ウ) 事前申込者特典の企画
- ・事前申込者を対象にフェア参加を促進する効果的な特典配布を企画すること
- (エ) 来場者特典の配布
- ・当日来場の促進に資する効果的な特典配布を企画すること

イ 各種調整

- (ア) 開催案に基づき出展者へ出展依頼をすること
- (イ) 出展に必要な調整を実施すること
- (ウ) 出展条件を調整する必要がある場合は、委託者と協議のうえ調整を図ること
- (エ) 出展者向けマニュアルを委託者及び機構と協議のうえ作成し、出展者等へ配布すること

ウ 開催周知等

- (ア) ウェブサイトの開設・運営
- ・各回、フェア特設サイトを開催日の概ね 60 日前までに（初回は 40 日前までに）「くらしたい国、富山」推進本部 HP 内に開設すること
 - ・特設サイトの開設に合わせ事前申込みフォームを作成すること
 - ・受託者は事前申込みフォームへの申込み状況によりフェアの参加者規模や広告効果の把握を行い、その結果を委託者へ随時報告することとし、状況に応じて委託者と協議のうえ、広告を実施する等、当日の集客に必要な対策を講じることとする。
 - ・フェア特設サイトはアクセシビリティが高いものとし、委託者の申し出により随時、修正可能なものとする
- (イ) フェア PR 用チラシ、ポスターの作成
- ・チラシはデータのみで作成とする
 - ・ポスターは A1 サイズとし、各回 10 枚作成のうえ、委託者が指定する場所に掲示することとする
 - ・チラシやポスターのデザインは委託者と調整のうえ、決定することとする。
 - ・チラシやポスターの部数、規格等については申込み状況等を踏まえ、委託者と調整のうえ、変更することができることとする
- (ウ) 当日パンフレットの配布
- ・フェア来場者に配布する当日パンフレット（内容・会場レイアウト、出展者紹

介等を記載)を作成すること

- ・パンフレットのデザイン、部数、規格等については委託者との調整により決定すること

(エ) 広告クリエイティブの作成

- ・広告クリエイティブを各回4種類以上のデザインで作成のうえ、各デザイン SNS 投稿用(例:1080×1350px) ウェブページ掲載用(1280×720px)の2サイズを作成することとする
- ・広告クリエイティブのデザイン、規格については委託者と調整のうえ、変更することができることとする
- ・本業務により作成した広告クリエイティブはデータで委託者に納品すること
- ・作成物の所有権及び著作権は委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする

(オ) その他

- ・ウェブ広告の運用については後述する(5) 広告運用を参照すること

(2) 会場設営・撤去業務

ア 会場の設営

(ア) 備品等の手配・設置

- ・開催案のレイアウトに基づきフェア実施に必要な備品等を手配し、委託者が指定する日時までに設置を完了すること
- ・設置にあたっては会場レイアウトの図面やサンプル等を用いて委託者と調整を図り、事前確認を受けたうえで実施すること

(イ) 案内表示等設置業務

- ・ブース名の表示板のデザイン及び作成を行うこと
- ・会場の案内表示等(サイン・タイムライン)のデザイン及び作成を行うこと
- ・案内表示等は耐用性がある素材で作成し、委託者が指定する日時までに設置を完了すること

(ウ) 出展資材等の保管

- ・出展者が発送する出展資材について到着から当日まで保管し、当日出展者が会場入りするまでに各ブース前まで配置するよう機構と調整すること

イ 会場資材等の処分・撤去

(ア) 処分

- ・フェア開催に伴い発生したごみ等の不要物を適正に処分すること

(イ) 回収スペースの設置

フェア終了後に出展者がごみの搬出しやすいよう、会場内にごみの回収スペースを設置すること

(ウ) 返送資材の集荷等

- ・出展者が出展資材等の返送をできるように会場内に集荷スペースを設置すること
- ・出展資材の集荷後は委託者が指定する発送業者を手配し、業者が集荷するまで

の間、資材を保管するよう機構と調整すること

ウ その他

(ア) 関係機関との調整

・企画内容の遂行に必要な許認可、届出等の手続きを行う等、調整を図ること

(イ) 機構との調整

・フェア実施に必要な事前調整、当日の運営調整、事後処理等必要な調整を行うこと

(3) フェア運営業務

ア 受付業務

(ア) 来場者の受付

本部の用意する来場者情報管理システムと連携し、事前申込者の名簿管理及び当日来場者情報の管理をすること

(イ) 当日配布物の管理

当日配布物等の管理を行うこと

イ 会場全体の運営及び進行管理

(ア) スタッフの配置

委託者との事前調整により運営に必要なスタッフを複数名配置して当日の運営を行うこと

(イ) スタッフの管理

配置したスタッフのタイムスケジュール等の作成により労務管理を実施すること

ウ セミナー・ワークショップ等の進行、記録

(ア) セミナー・ワークショップ等の進行管理

・セミナー・ワークショップを実施する際に来場者へわかりやすい形で魅力を伝えるスタッフ（司会者等）を配置し、事業効果を十分に発揮できる進行管理をおこなうこと

(イ) 記録・分析業務

・写真等でフェアの様子を静止画で記録し、電子データで提出すること
・本部が提供する来場者の属性情報や各ブースへの来場情報等から、来場者の属性や行動について分析を行うこと

(4) 広告運用業務

ア ターゲット等の設定、見直しの提案

(ターゲットの考え方)

本業務におけるターゲットの考え方は次の表に示すとおりとする

(ア) 移住に関心はあるが、候補地として富山県を検討していない人

地域	県外（特に首都圏）
年代	特に 20 代～40 代
価値観	・移住に興味はあるが、移住地を決めていない移住漠然層

訴求内容	・移住候補地としての富山県の認知
------	------------------

(イ) 候補地として北陸（富山県）を検討している人

地域	県外（特に首都圏）
年代	特に 20 代～40 代
価値観	・北陸（富山県）での移住に興味があるが、車生活や雪の生活など暮らし方に不安がある方
訴求内容	・富山県の子育て環境や都市圏からのアクセスの良さ など

(ウ) ターゲットに起こしてもらいたい行動変容

行動変容	・富山への移住に関心を持ち、移住セミナーやフェアへ参加する。 ・富山への移住に関する情報収集のため、県移住 HP 等へアクセスする。
------	---

(エ) ターゲット見直しの提案

- ・ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するために、より効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに委託者に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて、協議すること

イ 目標値（KPI）の設定

- ・ターゲットについては、参加者数を最大にするという課題に対して、施策の最適化を行う目的にふさわしい KPI を設定すること
- ・結果計測するためのタグマネージャーの設定、計測ツールの設定などを行うこと
- ・その他本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目と目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を広告運用計画に記載すること
- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

ウ 受託者による広告運用計画の作成

次の（ア）（イ）を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに提出し、説明のうえ、承認を得ること

（ア）本業務を通じたカスタマージャーニー

本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する

（イ）事業期間を通じた広告の運用方針

カスタマージャーニーに基づき、以下を設定すること

- A 広告手法（デジタル広告、アナログ広告等）
- B 掲出プラットフォーム（Google、Instagram、新聞等）
- C 各広告（ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等）
- D 各広告（上記 C）の経緯配分のバランス方針
- E 各広告（上記 C）の具体的な運用方法

- F 運用スケジュール（後述エ参照）
- G 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の作成方針
- H 広告効果の検証及び運用の見直し方法
- I 目標設定（前述イ参照）
- J その他必要な事項

エ 広告の運用管理

- ・ 広告は、ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等の各手法を用いて、ターゲット層への情報発信を行うこと。手法やその組み合わせ方法等は提案すること
- ・ その他、効果的な広告手法の提案も可能とするが、効果測定可能なものを提案することとする
- ・ 広告期間はフェア開催前 60 日（初回は 40 日前）から当日までとする
- ・ より効果的に広告を実施するため、広告期間は別途打合せのうえ、変更することができることとする
- ・ 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること

オ 効果測定、改善

- ・ 広告配信完了後は本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、コンバージョン数、コンバージョン率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代や興味関心等）等を記載した広告配信分析レポートを提出し、検索広告、ディスプレイ広告におけるキーワード等設定の見直しについて、委託者に協議すること
- ・ 特に、計測開始から適宜、初動の結果報告や今後の対策についての説明を打合せ等により行うこと
- ・ 広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について広告の配信開始後、とりまとめを行い、委託者に報告すること
- ・ 報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する
- ・ その他、イで定めた KPI について、広告の管理画面上から得られるデータを記載するだけでなく、事業の成果最大化に向けた幅広い視野で作成すること。なお、報告書は修正を依頼した際は対応すること

カ 他事業との連携

委託者が別途実施する「とやまマッチングセミナー企画・運營業務委託」と連携した効果的な広告を実施するため、当該事業の受託者と連絡調整のうえ、広告を実施することとし、委託者の申し出により、随時、関係者間で打合せを実施できることとする。

(5) 情報共有・報告業務

(ア) 情報共有

各種業務の実施にあたっては委託者への情報共有を円滑に行い、業務の遂行は事前に委託者の了承を得たうえで実施することとする

(イ) 協議の実施

事業実施に疑義が生じた場合等は委託者又は受託者の申し出により随時、打合せを実施できることとする

(ウ) 結果の報告

- ・各回のフェア終了後、14日以内にオで提出する報告書及びフェアの企画・運営に係る結果をとりまとめた報告書を提出することとし、課題の抽出とその改善案を提案することとする
- ・報告書作成にあたってはデータに基づいた考察を実施する等、客観性を確保することとする
- ・委託者は報告書について不明確である場合は再提出を求めることができることとする

5 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

6 経費の負担

仕様書に定める業務を遂行するために必要な経費については全て受託者が負担することとする

7 留意事項

- (1) 本事業の実施に伴い、取得した個人情報本事業以外で利用しないこと
- (2) 特定の商品販売・販売の斡旋等事業以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する行動を行わないこと
- (3) 参加者との間で発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること
- (4) 本業務の企画運営及び広告宣伝を実施するに当たっては、「金品等の提供による不適切な集客行為」を断じて禁止する。なお、これらの行為が認められる場合、委託者は当該契約を解除又は無効とし、受注者に対して違約金又は損害賠償を請求するものとする。
- (5) 感染症や災害等の発生によりフェアの開催時期の変更あるいは中止する場合は委託者の判断により開催可否を決定する。なお、開催中止の場合は契約内容の見直しについて協議することとする。
- (6) 成果物については、原則として委託者が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、作成の都合上やむをえず、著作権を委託者に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に委託者に申入れを行い、了解を得ること。委託者に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、委託者と受託者とで協議すること。

- (7) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその仕様に関する一切の責任を負うこと。
- (8) 委託業務の遂行にあたり、別紙「デジタルマーケティング留意事項」を遵守すること
- (9) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、受託者と委託者が必要に応じて協議をすること